令和元年度保育施設に対する実地指導の結果について

1. 実地指導の実施状況

　令和元年度の実地指導実施状況については次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 実施数 |
| 認可保育園 | ２ |
| 認定こども園 | １ |

1. 主な指摘事項

令和元年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例は、以下の通りです。

|  |
| --- |
| **特定教育・保育の質の評価を行っていない。**  **（条例第16条2項）** |
| 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 |
| **利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示していない。**  **（条例第23条）** |
| 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |
| **上乗せ徴収について支給認定保護者から文書による同意を得ていない。**  **（条例第13条第6項）** |
| 特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第４項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 |

**条例：**羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例